

安定性

[省令]

第66条 車両は、軌道の保全状況その他想定される運転条件において、安全な走行及び安定した走行を確保することができるものでなければならない。

2 車両は、曲線軌道上で停止した場合において、転覆をしない構造のものでなければならない。

[解釈基準]

[基本項目]

1. 車両は、以下に示す条件においても安定した走行を確保できること。

(1) 旅客等の荷重条件（空車から最大積載状態まで）

(2) 走行条件（走行速度、加速、減速等）

(3) 車輪の磨耗等 車輪フランジ高さ、角度、厚さ等について保守基準内の状態にしておく。

(4) 風雨等の気象条件（ただし災害時は含まない。）

* 強風時の運転規則より、一般的に最大瞬間風速 30m/s を受けても転覆しないこと。

2. 普通鉄道の旅客車、普通鉄道の旅客車と同様にねじり剛性が高いボギー台車を採用している貨物車(注1)、普通鉄道のねじり剛性が高い二軸貨車(注2)及びこれらの車両と同様な構造を有する車両(注3)は、安全な走行及び安定した走行を確保するため適切な静止輪重比(注4)を定め、これにより管理すること。また、車両は静止輪重比の調整が容易に行なえる構造とすること。

注1：貨物電車や一部低床貨車など旅客車に採用されている台車と同構造の台車を採用している貨物車

注2：二軸有がい貨車、二軸タンク貨車、二軸ホッパー貨車

注3：特殊車等の中で同様な構造を有する車両

注4：空車時、実測による輪重を軸重の2分の1で除した比率、又は、二軸貨車及びこれらの車両と同様な構造を有する車両にあつては、実測した対角の平均輪重の差を平均輪重で除した比率

適切な静止輪重比：新造車の場合、10%以下が標準

3. 車両は、曲線上で停止時に曲線の内側に作用する力により転覆しないこと。また、高速で曲線通過時に曲線の外側に作用する力により転覆しないこと。

[無軌道電車・磁気誘導式鉄道]

4、基本項目を適用せず以下のとおりとする。

- (1) 空車状態及び積車状態におけるかじ取車輪の接地部にかかる荷重の総和は、それぞれ空車重量及び積車重量の20%以上あること。なお、本事項は連結した状態においても満足すること。
- (2) 空車状態において、車両を左側及び右側に、それぞれ35°まで傾けた場合にてんぷくしないこと。

以 上